

# AI チャットボットサービス 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「AI チャットボットサービス」導入に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 内容

### (1) 件名

AI チャットボットサービス

### (2) 仕様

別添仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### (4) 契約額

5,346,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

うち 基本費用 4,950,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

うち 運用費用（1月分）396,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 実際の契約額は、受託候補者と企画書の内容に基づき見積合わせを行った上で決定する。

## 3 参加資格要件

参加申込時点で、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (6) 提供するAIチャットボットサービスは、過去5年以内に都道府県への導入実績を有するものであること。受託者自身が導入した実績に限る。なお実証実験、実証導入は実績に含まないものとする。

#### 4 スケジュール

令和4年6月28日（火）17時	質問受付期限
令和4年7月1日（金）17時	質問に対する回答期限
令和4年7月5日（火）17時	参加申込期限
令和4年7月13日（水）17時	企画提案書の提出期限
令和4年7月21日（木）（予定）	審査会
令和4年7月26日（火）	審査結果の通知
令和4年7月下旬～	契約締結

#### 5 質問の受付及び回答

企画提案競技に関する質問は、質問書（様式2）により、令和4年6月28日（火）17時までに電子メールまたはFAXで担当窓口あて提出すること。なお、電子メールによる場合は、件名を【質問：AIチャットボットサービス】と明記すること。

質問への回答は、令和4年7月1日（金）17時までに質問者に回答するほか、当課ホームページに掲載する。

#### 6 参加申込方法

企画提案競技参加申込書（様式1）を令和4年7月5日（火）17時までに電子メールまたはFAXで担当窓口あて提出すること。

#### 7 企画提案書等の提出

##### （1）提出内容

①	（様式3）企画提案書（鑑）
②	（様式4）提案事業者概要 ※記載要件を満たす者であれば会社案内等を以て替えることも可能
③	定款又はこれに準ずる規約
④	直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
⑤	（様式5）経費積算書
⑥	（任意様式）企画提案書
⑦	その他企画提案を説明するために必要な書類

経費積算書（様式5）の作成に当たっては、契約初年度に係るAIチャットボット基本費用（3ライセンス利用費用（県庁外用、県庁内用、警察本部用）、初期費用、庁内職員等向け説明会サポート費用、AIチャットボット応答内容作成サポート費用含む）及び令和5年3月1日から令和5年3月31日までの1ヶ月間の運用費用のそれぞれの内訳が分かるように作成すること。

企画提案書（任意様式）は、下記の記載すべき事項内容に基づいて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	運用体制	・ サービスを提供する運用体制
2	導入実績	・ 提案内容と同様のサービスの導入実績（過去5年以内）
3	提案サービス機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の質問への適切な回答の表示機能</li> <li>・ 利用者へのアンケート機能</li> <li>・ 多言語対応</li> <li>・ 指定するキャラクター画像への変更</li> <li>・ アカウント管理機能</li> <li>・ 問合せ内容、回答データ（以下、「QA データ」という。）管理機能</li> <li>・ ログ分析等機能</li> <li>・ 共同利用システムによる AI の学習機能</li> </ul>
4	サービス提供環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン、タブレット、スマートフォンでの利用</li> <li>・ 対応ブラウザ</li> <li>・ 基本的なサービス提供時間</li> <li>・ セキュリティ対策</li> </ul>
5	スケジュール	・ 契約から運用開始までのスケジュール
6	サービス導入までの流れ、対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス導入までの流れと役割分担</li> <li>・ 導入時における提供可能な対象分野数、標準 QA データ数</li> <li>・ 青森県独自の QA データ登録方法</li> <li>・ 初期 QA データ作成・確認作業におけるサポート内容</li> </ul>
7	運用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ QA データの修正、追加作業におけるサポート内容</li> <li>・ 回答精度向上におけるサポート内容</li> </ul>
8	問い合わせ、障害等対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者からの問い合わせ対応</li> <li>・ 障害等への対応</li> </ul>

(2) 提出部数

各6部

(3) 提出期限

令和4年7月13日（水）17時必着

(4) 提出方法

担当窓口あて郵送又は持参（FAX・電子メール不可）。

なお、郵送の場合は、配達証明郵便で送付すること。

また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

## 8 審査及び選考

本企画提案競技は、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。県職員で構成する審査員が提案書等に沿って説明を受け、その内容に基づき評価点を算出する。

### (1) 実施日（予定）

令和4年7月21日（木）

（※ 会場等の詳細については、企画提案競技参加者あて別途文書にて通知する。）

### (2) 使用機材

プロジェクター（壁に投影）、HDMI ケーブル、電源（延長コンセント）は青森県で準備する。その他の機材については、提案者において用意すること。

### (3) 時間配分

プレゼンテーション 20分

質疑応答 10分

### (4) 受託候補者の選考等

各審査員の評価点を合計し、最も高い者を受託候補者として選考した上で、契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、次に評価点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。なお、選考結果は、採否を問わず、全ての提案者に対して文書により通知する。

### (5) その他

参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合、総合評価点が60%以上でなければ受託候補者として認めないものとする。

## 9 その他

(1) 企画提案競技への参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書等の資料は返却しない。

(2) 審査結果に関する問い合わせや異議は一切認めない。

(3) 企画提案書に対し、青森県情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は原則公開とする。ただし、著作権法第18条第3項第3号により、開示の決定の時までに別段の意思表示をした場合はこの限りでない。

(4) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 10 担当窓口

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（県庁北棟8階）

青森県総務部行政経営課 行政改革推進グループ 主事 北沢

TEL：017-734-9107

FAX：017-734-8036

E-mail：gyosei@pref.aomori.lg.jp